資料提供

令和7年3月28日(金)課 名:監査委員事務局

担当者:岡本

電 話:082-513-5113

監査委員意見書の知事への提出について

1 趣 旨

監査委員が行った監査の結果を県の行政運営に反映させるため、地方自治法第199 条第10項の規定により、昨日(27日)、次のとおり、監査委員意見書を知事に提出した。

2 概要

(1) 出席者

(執 行 部) 湯崎知事、玉井副知事、山根副知事、総務局長、会計管理者 (監査委員) 小林委員、山下委員、門前委員、三田委員

(2)内容

監査委員意見書の提出及び意見交換

3 知事に提出した資料

• 監査委員意見書

【参考:監査委員が行っている主な監査及び審査等】

1 定例監査・財政的援助団体等の監査

本庁や地方機関、県立学校及び警察署等の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、 県が財政的援助等を与えているものの出納その他の事務について定期的に監査すること

- 2 決算審査、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率等の審査
 - 地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体財政健全化法に基づき決算等を審査すること
- 3 内部統制評価報告書審査

内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載について審査すること

※ 監査結果については、県のホームページに掲載しています。

監查委員意見書

令和7年3月27日

広島県監査委員

目 次

定例監	監査等の結果	
1 令	合和6年度定例監査等の結果 ・・・・・・・・・・・・・・	1
意	見	
1	契約事務について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ :	2
2]	E事の執行について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ :	3
3 鵈	戦員の意識改革・コンプライアンスについて ・・・・・・・・・ ·	4
4 事	事務の簡略化・デジタル化について ・・・・・・・・・・・・!	5
知事(の要請による監査の結果	
		6
世署至		
<u> </u>	全性を表現に対する措置等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
資料1	1 令和6年度定例監査等の結果報告(年度のまとめ) ・・・・・・ 3	8
資料2	2 監査結果に対する措置等の状況 ・・・・・・・・・・ 1	0

定例監査等の結果

1 令和6年度定例監査等の結果

令和6年度は、県の機関75機関、財政的援助団体等24団体に対し、監査を実施 した。

その結果、指摘事項24件、改善を求める事項6件、検討要請事項4件となっている。

	監査実施	遊機関(団体)数	監査結果				
区 分		うち指摘事項等 を付した機関	指摘事項	改善を 求める 事項	検討要 請事項	計	
県の機関	75	19	22	5	4	31	
財政的援助団体等	24	3	2	1	0	3	
合 計	99	22	24	6	4	34	

[※] 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、 出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(資料1「令和6年度定例監査等の結果報告(年度のまとめ)」参照 8ページ)

意見

1 契約事務について

契約事務については、これまで定例監査や監査委員意見書において適正な執行を 求めているところであるが、本年度も次のとおり不適正な事務処理があった。

この中には、意図的に競争入札を回避したと受け取られかねない事案が含まれて おり、従前から再発防止に向けた取組について意見していたにも関わらず繰り返さ れている。

また、本年度は、入札契約手続の中止や落札決定取消など複数の不適正な事案が公表されている。

こうした事務処理は、法令等や契約制度に関する基本的事項に対する認識と理解 の不足に加え、組織におけるチェック機能が低下していることが要因として考えら れる。

契約の公正性、公平性、競争性及び透明性を確保し、県民への説明責任を果たすため、各所属における契約事務の適正な執行を徹底するとともに、組織的なチェック機能の強化に加え、再発防止策を全庁に定着させるための取組をより一層強化するよう努めていただきたい。

- (1) 修繕工事等の事務において、合理的な理由のないまま分割して発注し、競争入札を実施していない契約があった。
- (2)参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行って設計金額を算出し、 予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして随意契約してい るものがあった。
- (3) 委託契約において、当初発注していた業務に、本来別に契約すべき業務を追加し、変更契約しているものがあった。

2 工事の執行について

工事請負契約については、これまでの監査の指摘や意見を踏まえ、県では、非公 共部門が予定価格 500 万円未満の工事発注を行う場合に参考となる営繕工事関係 書類一覧を作成するなど、適正な執行に向けた取組を進めているところである。

しかしながら、建設工事執行規則等に基づく事務手続が適正に行われていなかったものなど、本年度は、発注機会が少なく業務に不慣れな機関に限らず、小規模修繕や公共工事の担当部局においても、不適正な事務処理が見受けられた。

これらの事案は、工事に関する基本的な知識や事務処理の認識の不足が要因と考えられ、適正な契約や管理監督等の重要性・意義が周知徹底されていない状況であることが窺われる。

類似事案の再発防止のため、関係法令等の理解と遵守について、職員への周知徹底を図るとともに、管理・監督者も含めた組織的な取組に努めていただきたい。

また、不適正な事務処理の解消には、工事の執行に関する専門的な知識や技術が、 県全体で共有・活用できる環境が不可欠だと考えられることから、非公共部門の機 関に対する組織的な指導・助言体制の構築など具体的な支援策を講じていただきた い。

3 職員の意識改革・コンプライアンスについて

本年度に実施した監査においても、不適正な事務処理が多数見受けられ、過去に指摘等を行ったものと同様の事案が繰り返されている。

また、本年度は、公有水面埋立法に基づく免許手続等において、文書の偽造、決裁手続の不備、公印の不正使用など多数の不適正な事務処理について、一人の職員によって行われた事案が公表されている。

内部統制制度の導入以降もこのような不適正な事案が続いている状況は、組織に おける管理体制の課題だけでなく、職員のコンプライアンス意識や職務を誠実に遂 行しようとする姿勢が希薄となっていることが原因であると考えられ、組織全体で の意識改革が急務かつ不可欠である。

こうした状況を踏まえ、県では、服務規律の確保等について通知し、コンプライアンス研修などが開始されたほか、コンプライアンス推進月間を設定し、知事から職員に向けてコンプライアンス意識の徹底についてメッセージが配信されたところである。これらの取組を一過性のものに留めることなく、これまで以上に職員一人ひとりが職務に対して真摯に向き合い、不適正な事案の未然防止や再発防止に努めるとともに、県全体でコンプライアンス意識の向上が徹底されるよう取組を強化していただきたい。

4 事務の簡略化・デジタル化について

監査で指摘等が行われる事案や内部統制制度で報告される不適正事案の多くは、 条例・規則・要領等の規定が複雑であること、多数の通知等により解釈が示されて おり、中には数十年前の通知等が現在も根拠とされているものがあるなど、網羅的 な把握が困難であることが原因として考えられる。

不適正な事務処理の発生防止に当たっては、リスクの回避や職員の事務の軽減という観点から、複雑な規定や事務処理自体の簡略化・効率化を図ることが必要である。

また、総務事務システムや財務会計システムは導入から 10 年以上が経過していることから、今後こうした基幹系システムの改修や更新に当たっても、規定等の簡略化を前提に進めていくことが重要であると考えられる。

県業務のデジタル化の推進によって、不適正事案の発生リスクの低減や未然防止など、内部統制の強化につながることが期待できることから、複雑な規定の簡略化や業務プロセスの見直しを進めた上で、デジタル技術を活用した業務の効率化・適正化等に積極的に取り組んでいただきたい。

知事の要請による監査の結果

1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について

(1) 監査概要

ア 執行日

- (ア) 土木建築局 令和6年8月28日
- (イ) 広島高速道路公社(以下「公社」という。) 令和6年12月4日

イ 監査内容

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告 書等を踏まえて公社が策定した再発防止策の実施状況等の確認

(2) 監査結果

公社では、各種研修への職員の積極的な参加などこれまでの再発防止の取組に加え、本年度から、契約手続における透明性をより一層確保するため、当初契約額の30%を超える増額変更の手続を入札監視委員会へ報告することとし、再発防止策の強化が図られている。

さらに、「公社改革の第2ステージにおける展開」が示されたところであり、 新理事長のリーダーシップの下、役職員一丸となって、公社経営の品質の更なる 向上に資する取組を自律的に進め、県民・市民への説明責任を果たし、信頼され る公社の実現に向けて取り組んでいる。

一方、県においては、連絡調整会議を定期的に開催し、公社改革の取組状況や 事業の進捗状況等について、広島市及び公社と議論し、必要な助言などを継続的 に行っている。

県には、引き続き、公社が自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、県の外部統制を有効に機能させ、設立団体として公社のガバナンスと事業推進について指導・監督に努めていただきたい。

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

定例監査及び重点行政監査において指摘等を行った事項については、措置等の状況を3年間確認することとしている。

本年度確認対象の指摘事項等 63 件のうち、「改善済み」又は「改善見込み」は 62 件 (98.4%)、「その他」は 1 件 (1.6%) となっている。

<確認結果> (単位:件)

	確認対象件数		措置等の状況					
区分	4年度	5年度	6年度	改善済み	改善に	検討に	取り組ん	その他
				・見込み	着手	着手	でいない	
5 年 度			62	(100%)				
指摘·改善事項			02	62				
4 年 度		C 4	1					(100%)
指摘·改善事項		64	1					1
3 年 度	71	1	0					
指摘·改善事項	71	1	0					
	合計 — 63	60	(98.4%)				(1.6%)	
ΉT			63	62				1

<改善が図られた主なもの>

- ・ 競争入札に適さないことを理由とした見積合わせによる随意契約について、資格者を適正に選定して指名競争入札を実施
- 使用料の収入手続に係る適正な事務処理の徹底

<その他(今後の措置報告を求めないもの)>

・ 固定資産の正確性の確保に向けた実地調査の計画的な実施(県立広島病院)

(資料2「監査結果に対する措置等の状況」参照 10ページ)

令和6年度定例監査等の結果報告(年度のまとめ)

1 定例監査等の実施機関数

令和6年度監査基本計画に基づき県の機関75機関及び財政的援助団体等24団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果等の概要

(1)機関別監査結果

監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項24件、改善を求める事項6件、検討要請事項4件 ※() 内は令和5年度の件数 である。

		監査実施機関(団体)数		竪		
区分			うち指摘事項等 を付した機関		芸査結果(件数) 改善を求 める事項	検討要請 事 項
ПВ	知事部局等	42 (56)	11 (12)	13 (20)	3 (4)	4 (4)
県の機関	教育委員会	25 (35)	8 (16)	9 (22)	2 (6)	0 (1)
機	警察本部	8 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
送	小 計	75 (98)	19 (28)	22 (42)	5 (10)	4 (5)
84 84	出 資 等 団 体	9 (15)	2 (4)	2 (4)	0 (1)	0 (3)
財助 政的 援等	補助金交付団体	10 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
的体	公の施設の指定管理者	5 (27)	1 (3)	0 (3)	1 (2)	0 (0)
抜寺	小 計	24 (42)	3 (7)	2 (7)	1 (3)	0 (3)
合 計		99 (140)	22 (35)	24 (49)	6 (13)	4 (8)

[※] 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設 の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果

※()内は令和5年度の件数

	内容	指摘事項	改善を求 める事項	検討要請 事 項
	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	4(9)	0(4)	0(0)
県	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	7 (12)	1(2)	2(3)
県の機関	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	2 (12)	0(2)	1(2)
関	工事(工事や補償に係る事務など)	9(4)	3(0)	0(0)
	その他(県機関における事務処理体制など)	0(5)	1(2)	1(0)
	小計	22 (42)	5 (10)	4(5)
	経営全般・内部統制に係るもの	0(0)	0(1)	0(1)
財政	会計処理全般に係るもの	1(0)	0(0)	0(1)
節	資産・負債関係に係るもの	0(0)	0(0)	0(0)
援助	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	1(4)	0(0)	0(1)
団	補助金等に係るもの	0(0)	0(0)	0(0)
体	財 会計処理全般に係るもの 資産・負債関係に係るもの 援助 収入(収益)・支出(費用)に係るもの 補助金等に係るもの 体 公の施設管理等に係るもの		1(2)	0(0)
77	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0(0)	0(0)	0(0)
	小計	2(7)	1(3)	0(3)
	숌 計	24 (49)	6 (13)	4(8)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの 検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※ 指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延していたもの(地域政策局)
- 委託契約の事務処理について、前回監査時(令和元年5月執行)に同様の指摘を行ったにもかかわらず、 特記仕様書の感知器の種類及び数量が消防用設備等点検結果報告書と相違していたもの(県立河内高等学校)
- 通勤手当の支給において、有料道路利用に係る認定額の算出を誤り、支給額が不足しているもの(県立忠 海高等学校)
- 重要物品の不用決定に当たり、物品管理職員から提出された承認申請に基づいて、承認伺いを契約・調達 管理課に合議又は協議を行う必要があるが、合議等を行っていなかったもの(商工労働局)
- 工事請負契約において、建設工事執行規則第 62 条による適用除外に該当しない規模の工事であるにも関わらず、小規模修繕執行要綱を適用して工事を施工していたことから、工事に関して管理・監督が適切に行われていなかったもの(総務局)
- 工事請負契約において、契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)の対象工事となったが、県知事(建築主事を置く市町村は市町村長)への通知を行っていなかったもの(土木建築局、西部建設事務所呉支所)
- 工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかったもの(総務局、土木建築局、病院 事業局)

イ 改善を求める事項

- 委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない 減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合に該当するとして随意契約していたことから、設 計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、適切な契約方法を選定することを求めたもの (県立大竹高等学校)
- 工事請負契約において、一連の雨水管に係る補修及び新設の工事で、工種ごとに分割し、予定価格が100万円を超えないことを理由として、すべて同じ業者と一者による随意契約を行っていたことから、工事請負契約の発注に当たっては、原則として競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性、透明性及び効率性の確保に努めるよう求めたもの(総務局)

ウ 検討要請事項

- 委託契約において、緊急を要することを理由に、当初業務とは異なる地区で発生した業務を追加していた ことから、別契約を検討するなど、より適切な契約方法を選択するよう要請したもの(北部農林水産事務所)
- 委託契約、工事請負契約及び郵便切手類の管理など財務に係る事務について、複数の不適正な事務処理が 散見されたことから、地方独立行政法人広島県立病院機構による運営に移行した後においても、各種法令や 規程等を遵守するとともに、組織的なチェック体制の見直し・強化など、内部統制を有効に機能させ、適正 な事務執行が確保されるよう要請したもの(県立広島病院)

(2) 財政的援助団体等

- 箕島地区廃棄物埋立処理事業の共同事業に係る負担金の請求に当たって、負担金の算出に誤りがあり、請求金額が過少となっているもの(一般社団法人広島県環境保全公社 指摘事項)
- 県から受け入れた補助金について、指定正味財産から一般正味財産に振り替えているが、当該振替額が、 この補助金を資金として取得した什器備品の減価償却費の計上額と一致していなかったもの(公益財団法人 広島地域保健医療推進機構 指摘事項)
- 「広島県緑化センター及び広島県立広島緑化植物公園の管理に関する基本協定」に定められた管理業務である「飲食提供業務」において、収支等に係る報告が行われていないなど協定と異なる取扱いが見受けられたことから、協定と実際の事務処理が整合するよう、協定の見直しも含め、所管課と協議するよう求めたもの(ひろしま遊学の森管理グループ 改善を求める事項)

※ ●は監査委員意見書に関連している事項

監査結果に対する措置等の状況

1 令和3年度から令和5年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和5年度監査結果に対する執行機関の措置状況(地方自治法第199条第14項)、令和4年度及び令和3年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計 63 件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」は 62 件 (98.4%、昨年度は 97.0%、一昨年度は 90.9%) となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

(単位:件)

	区分		確認	忍対象件	‡数		措	置等の状況	7	
			4 年度	5年度	6年度	改善済み 改善見込み	改善に 着 手	検討に 着 手	取り組ん でいない	その他※
5 年	定例	県機関	_	_	52	52				
度監査	監査	出資法人等	_	_	10	10				
査 結 果		計	_	_	62	(100%) 62				
4	定	県機関		50	1					1
年度監	例監査	出資法人等		11	0					
監		小計	_	61	1					1
查結		点行政監査 害対策資機材等)	_	3	0					
果		計	_	64	1					(100%) 1
3 年	定例	県機関	67	0	0					
年度監査	監査	出資法人等	4	1	0					
結果		計	71	1	0					
	合計		71	65	63	(98. 4%) 62				(1. 6%) 1

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの及び左記以外のもの。

【参考:各年度指摘分の改善状況(令和6年度現在)】

年度	確認対象件数	改善済み・見込み	改善率
令和5年度	62 件	62件	100.0%
令和4年度	64 件	63 件	98. 4%
令和3年度	71 件	71件	100.0%

2 改善が図られた主な事項

(1) 委託契約の適正化について(令和5年度定例監査)

ア 消防用設備等保守点検業務の委託契約において、点検を要する消防用設備を記載した特記 仕様書の数量が実際と相違しているものについて、現行設備の確認、仕様書の変更及び変更 契約等が行われた。(健康福祉局)

イ 4者による見積り合わせを実施しているにもかかわらず、性質又は目的が競争入札に適しないとの理由により随意契約を行っていたものについて、資格者から適正に選定して指名競争入札を実施することとされた。(土木建築局)

(2) 財産管理等の適正化について(令和5年度定例監査)

ア 行政財産の使用料の徴収において、収入手続が遅延していたものについて、適正な事務処 理の徹底が図られた。(商工労働局、教育委員会)

イ 備品、借受物品及び管理委任物品並びに借受財産において、備品出納簿又は借受台帳の記録が行われていなかったものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。(環境県民局、健康福祉局、商工労働局、教育委員会)

(3) フロン類の法定点検について(令和5年度定例監査)

フロン類の使用機器において、法令に基づく簡易点検が行われていなかったものについて、 適正な事務処理の徹底が図られた。(教育委員会)

3 その他

固定資産の実地調査について(令和4年度定例監査)

固定資産の実地調査について、令和4年度から6年度までの3か年で全ての固定資産の実地 調査を行うこととして取り組んでいるが、具体的なスケジュールや手順を定めた実施計画を作 成していなかった。

地方独立行政法人広島県立病院機構による運営へ移行されることを踏まえ、固定資産を正確 に把握した上で、貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるよう努める必要がある。 (県立広島病院)